

平成 30 年 12 月 25 日
総合政策局国際物流課

「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」の普及・促進へ

～ASEAN への日本型コールドチェーン物流の展開に向けて～

今年 11 月にタイ王国バンコクで開催された「第 16 回日 ASEAN 交通大臣会合」において、「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」が正式承認されました。今後、国土交通省は ASEAN 各国において本ガイドラインを普及させ、日本型コールドチェーン物流システムの展開を図って参ります。

【ガイドライン策定の背景と目的】

- 近年、ASEANでは経済成長に伴い、食生活の多様化等、消費生活様式が変化しつつあり、コールドチェーン物流の重要性が高まりつつある一方、現状は、多くの国で、安価であるが粗悪な物流サービスが提供されており、結果として、コールドチェーン物流の需要の高まりを阻害することとなっており、ASEANにおける我が国物流事業者のビジネスチャンスが制限されています。
- このような状況に対応するため、国土交通省は日本の物流事業者とともに、ASEANにおけるコールドチェーン物流に関するガイドライン案を作成し、ASEAN各国の行政官と議論を重ね、今年 11 月にタイ王国バンコクで開催された「第 16 回日 ASEAN 交通大臣会合」において、「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」として正式に承認されるに至りました。今般、国土交通省は、英語で作成されている本ガイドラインを日本語に翻訳し、今後更に ASEAN 各国の言語に翻訳した上で、ASEAN 各国のガイドラインあるいは国家規格へのカスタマイズへの支援を行って参ります。

【ガイドラインの概要】

- ASEAN各国におけるコールドチェーン物流のレベルと特徴を考慮したうえで、「倉庫事業者」、「輸送事業者」が冷蔵・冷凍保管と保冷輸送を行う際の留意事項及び「各国物流担当省庁」がコールドチェーン物流に関する制度立案やインフラ整備等を行う際の考慮すべき事項を盛り込んでいます。
- 本ガイドラインでは、ASEAN各国において冷蔵、冷凍、定温に区分された低温帯による温度管理が必要な食品類を対象とし、また、倉庫事業者と輸送事業者による「Business to Business (B to B)輸送」を対象としております。

【別添】

日ASEANコールドチェーン物流ガイドライン 概要

お問い合わせ先 : 総合政策局国際物流課 福原、市野、國下
代表:03-5253-8111(内線 25404、25425、25427)
直通:03-5253-8800 FAX:03-5253-1559